

5. 方法書についての意見及び

それに対する事業者の見解

5. 方法書についての意見及びそれに対する事業者の見解

5.1 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書は、「福井県環境影響評価条例」(平成11年福井県条例第2号)第10条の規定に基づき一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、同条例第9条の規定に基づき平成30年11月26日から平成30年12月25日まで縦覧に供し、平成30年11月26日から平成31年1月8日まで意見を求めたところ、環境の保全の見地からの意見書の提出は0通であった。

5.2 方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

「福井県環境影響評価条例」（平成11年福井県条例第2号）第12条第1項の規定に基づき、平成31年4月26日に福井県知事意見が出された。

方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 5.2-1に示すとおりである。

表 5.2-1(1) 方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
1 環境影響評価の項目について	<p>環境影響評価手続き中において、より具体化した事業計画や現施設の解体等の関連する事業により新たな影響要因が明らかとなった場合、および環境影響に関する新たな事実が判明した場合には、環境影響評価の項目を見直すこと。</p>	<p>事業計画について、新ごみ処理施設整備基本計画での検討結果や配慮書・方法書での意見、方法書以降に実施した対象事業実施区域の地質調査結果及び造成計画を踏まえ、対象事業実施区域の変更内容や配置計画、造成計画等の具体的な事業計画を「3. 対象事業の目的及び内容」（p6、p15～p16、p37～p39）に記載しました。</p> <p>なお、既存施設の解体については、将来的には実施するものの、現時点では具体的な計画はありません。また、試運転時を除き、既存施設と新たな施設の同時稼働はありません。</p> <p>これに基づき環境影響評価の項目を検討した結果、方法書に示した環境影響評価の項目について、新たに追加するものではありませんでした。</p>
2 環境影響評価の調査、予測および評価の手法について	<p>(1) 大気質、騒音、低周波音および悪臭について、地形や周辺住居等の分布を十分考慮し、調査地点や予測手法等を選定すること。</p> <p>(2) 施設の稼働に伴う大気質および悪臭の予測に当たっては、施設の運転管理方法を踏まえた適切な排ガス等の条件を設定すること。</p> <p>(3) 掘削等工事の実施に伴う水の濁りの調査に当たっては、降雨時の流量および濁りの推移を的確に把握できるような時期や頻度等を設定すること。</p>	<p>大気質、騒音、低周波音および悪臭については、地形や周辺住居等の分布を考慮し、調査地点等の選定を行い、「7. 調査、予測及び評価の手法及び結果 7.1 大気質」（p173、p196等）、「同 7.2 騒音」（p280）、「同 7.4 低周波音」（p347）及び「同 7.5 悪臭」（p353）に記載しました。また、それに基づく調査、予測・評価の結果を記載しました。</p> <p>本施設からの排ガスは、基本的に法規制値よりも厳しい値を環境保全目標として定め、これを遵守するよう運転管理を行ってまいります。</p> <p>施設の稼働に伴う大気質および悪臭の予測に当たっては、設定した環境保全目標値や最新の計画ごみ質等を基に排ガス等の条件を設定し、これに基づき予測・評価を実施しました。</p> <p>掘削等工事の実施に伴う水の濁りの調査にあたっては、2回の降雨時について、一般的な降雨時の状況を把握できるような時期を設定し、一定の時間間隔で測定を実施することで、降雨時の流量および濁りの推移を把握できるような調査を実施しました。</p>

表 5.2-1(2) 方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
2 環境影響評価の調査、予測および評価の手法について	(4) 動植物や生態系について、調査状況に応じた調査手法の見直し、調査結果を踏まえた予測、評価および環境保全措置の検討が適切に行われるよう必要に応じて専門家から助言を受けること。	<p>動植物や生態系について、方法書に記載した手法を基本に、より具体化した事業計画を踏まえ調査を実施しました。また、適宜、専門家へヒアリングを行い調査手法の妥当性を確認して進めました。なお、調査の過程で、対象事業実施区域の周辺で希少猛禽類のオオタカの営巣が確認されたことから、行動圏を把握するための調査計画の妥当性を専門家へ確認するとともに、調査圧の軽減、調査精度確保のための助言を得ながら、その内容を反映した追加調査を実施しました。</p> <p>また、予測・評価の実施にあたっては、専門家の助言を得ながら環境保全措置の検討を行い、その経緯等を「8.環境保全措置の内容」(p529、p531)に記載しました。</p>
	(5) より具体化した事業計画を踏まえ、影響を受けるおそれがある動物の生態に応じた調査および予測手法となるよう必要に応じて調査等を見直すこと。	<p>鳥類(猛禽類)調査においては、猛禽類の確認状況に応じて調査地点を移動させ、調査範囲に限定することなく広く把握することに努めました。</p>
	(6) 希少猛禽類など行動範囲が広域となる種については、調査範囲を方法書の範囲に限定することなく広く把握するよう努めること。	<p>景観については、遠景域に存在する眺望点として、対象事業実施区域から西側約7kmの位置する足羽山公園を調査地点として追加しました。</p> <p>予測にあたっては、工場棟の位置及び配置、煙突高さ、構造および色彩ならびに敷地内の緑化などの環境保全措置を検討し、予測および評価を行うこと。</p>
	(7) 景観について、遠景域に存在する不特定多数の人々が訪れる眺望点からの景観への影響も考慮し、調査地点等を選定の上、工場棟位置、煙突等施設の配置、構造および色彩ならびに敷地内の緑化などの環境保全措置を検討し、予測および評価を行うこと。	<p>工場の実施に伴う廃棄物等については、予測期間を工事期間全体とし、予測・評価を実施しました。</p>
	(8) 工事の実施に伴う廃棄物等については、予測期間を工事期間全体とすること。	<p>施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、電気等の施設で利用するエネルギー量を情報収集するとともに、廃熱を利用した発電や蒸気の利用など利用可能な環境保全措置を検討した上で、予測・評価を実施しました。</p>
	(9) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、各種の電気・余熱利用等手法について情報収集を行い、利用可能な環境保全措置を検討し、予測等に反映すること。	

表 5.2-1(3) 方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
<p>3 環境影響評価準備書の作成等について</p>	<p>(1) 環境影響評価項目の選定について、影響要因の見直しなどにより追加した項目を含めその選定・非選定理由を記載すること。</p>	<p>最新の事業計画に基づき、選定する環境影響評価項目の検討を行い、選定・非選定理由について、「6. 対象事業に係る環境影響評価の項目」(p169～p170)に記載しました。</p>
	<p>(2) 調査および予測の地点および時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。</p>	<p>調査および予測の地点および時期等について、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由について、「7. 調査、予測及び評価の手法及び結果 7.1 大気質」(p173、p176等)、「同 7.2 騒音」(p280)等、各項目に記載しました。</p>
	<p>(3) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。 なお、希少な動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、当該動植物の生息・生育地、特に営巣地が特定されないようにするなど、保護の観点に十分配慮すること。</p>	<p>現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理しました。 なお、現地で確認された希少な動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、当該動植物の生息・生育地、特に営巣地が特定されないようにするなど、保護の観点に十分配慮し、準備書を作成しました。</p>
	<p>(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を総合的に評価するものとし、環境保全措置に係る最新情報を収集の上、煙突高さや施設配置、排ガス処理施設等の事業計画に係る複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経緯を明らかにできるよう整理すること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を総合的に評価するものとし、環境保全措置に係る最新情報を収集の上、準備書段階における煙突高さや施設配置、排ガス処理施設等の事業計画を考慮し、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経緯を明らかにできるよう整理しました。</p>
	<p>(5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮しました。</p>
	<p>(6) 住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めること。</p>	<p>住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めます。</p>

6. 対象事業に係る環境影響評価の項目

6. 対象事業に係る環境影響評価の項目

6.1 影響要因の把握

本事業に係る環境影響評価の項目は、「福井県環境影響評価技術指針」(平成11年6月12日 福井県告示第486号、以下「技術指針」という。)第5に従い、別表第6～7に定められた参考項目を基本とし、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境に影響を及ぼすおそれがある要因毎に、環境に影響を受けるおそれがあるとされる環境要素を検討した上で、環境影響評価を行う項目を選定した。

本事業の実施に伴う影響要因を表 6.1-1に示す。

工事の実施時の要因としては、建設機械の稼働、資材等の運搬に用いる車両(以下「工事用車両」という。)の運行、掘削工事及び切土・盛土・造成工事が挙げられ、土地又は工作物の存在及び供用時においては、敷地の存在、施設が存在、施設の稼働、施設利用車両の走行が挙げられる。

表 6.1-1 本事業の実施に伴う影響要因

影響要因の区分		想定される行為
工事の実施	建設機械の稼働	施設の工事にあたって、各種建設機械の稼働を行う。
	工事用車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両が公道を走行する。
	掘削工事及び切土・盛土・造成工事	施設の工事にあたって、造成工事や掘削工事等を行う。
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在	土地の造成により山林が伐採され、新たな造成地が出現する。
	施設が存在	対象事業の供用時に建物や煙突等の施設が出現する。
	施設の稼働	施設を稼働することにより、排ガスや騒音・振動、悪臭等が発生する。
	施設利用車両の走行	廃棄物の運搬車両等、ごみ焼却施設の施設利用車両の走行がある。

6.2 環境影響評価項目の選定及びその選定・非選定理由

本事業において調査、予測、評価を行う環境影響評価項目は、技術指針に示される「廃棄物焼却施設」の参考項目を参考とし、事業特性と地域特性を考慮して表 6.2-1に示すとおり選定した。

本事業においては、大気質、騒音及び振動、悪臭、水質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等を選定した。また、環境影響評価項目として選定する理由及び選定しない理由を表 6.2-2に示す。

表 6.2-1 環境影響評価の項目選定

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	工事用車両の運行	掘削工事及び切土・盛土・造成工事	敷地の存在	施設の存在	施設の稼働	施設利用車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	硫黄酸化物						●	
			窒素酸化物	●	●				●	▲
			粉じん等	●	●	●			●	▲
			石炭粉じん							
			ダイオキシン類						●	
			微小粒子状物質						▲	
			その他の有害物質						●	
		騒音及び振動	騒音	●	●				▲	▲
			振動	●	●				▲	▲
			低周波音						▲	
	悪臭	悪臭						●		
	水環境	水質	水素イオン濃度			▲				
			化学的酸素要求量等						—	
			土砂による水の濁り			●				
			ダイオキシン類							
			有害物質							
			水温							
			水底の底質	ダイオキシン類						
		水底の堆積状況等								
		地下水	地下水の水質							
			地下水の水位・流れ			—				
		その他	富栄養化							
			流向及び流速							
		土壌環境及びその他の環境	土壌	土壌汚染						
	地盤		地盤沈下			—				
	地形及び地質		重要な地形及び地質並びに特異な自然現象				—			
	その他		日照阻害							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●		●	●				
	植物	重要な種及び重要な群落			●	●				
	生態系	地域を特徴づける生態系			●	●				
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				●	●			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	●		●	●	●	●		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物						●		
		建設工事に伴う副産物			●					
	温室効果ガス等	二酸化炭素						●		
		その他の温室効果ガス						●		

備考 —印は技術指針に記載されている参考項目のうち選定しない項目

●印は技術指針に記載されている参考項目のうち選定する項目

▲印は本事業の特性から環境影響評価項目として選定する項目

表 6.2-2(1) 環境影響評価項目として選定する理由及び選定しない理由

項目	影響要因	検討結果	選定する理由及び選定しない理由	
大気質	二酸化硫黄	・施設の稼働	○	施設の稼働により、二酸化硫黄が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
	窒素酸化物	・建設機械の稼働 ・工事用車両の運行 ・施設の稼働 ・施設利用車両の走行	○	建設機械の稼働、工事用車両の運行、施設の稼働及び施設利用車両の走行により、窒素酸化物が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
	粉じん等	・建設機械の稼働 ・工事用車両の運行 ・掘削工事及び切土・盛土・造成工事 ・施設の稼働 ・施設利用車両の走行	○	建設機械の稼働、工事用車両の運行、掘削工事及び切土・盛土・造成工事、施設の稼働及び施設利用車両の走行により、粉じんまたは浮遊粒子状物質が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
	ダイオキシン類	・施設の稼働	○	施設の稼働により、ダイオキシン類、微小粒子状物質及びその他有害物質が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
	微小粒子状物質			
	その他有害物質			
騒音及び振動	騒音	・建設機械の稼働 ・工事用車両の運行 ・施設の稼働 ・施設利用車両の走行	○	建設機械の稼働、工事用車両の運行、施設の稼働及び施設利用車両の走行により、騒音・振動が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
	振動			
	低周波音	・施設の稼働	○	施設の稼働により、低周波音が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
悪臭	悪臭	・施設の稼働	○	施設の稼働により、悪臭が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
水質	水素イオン濃度	・掘削工事及び切土・盛土・造成工事	○	工作物の建設時のコンクリート打設により、河川の水素イオン濃度（pH）に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
	化学的酸素要求量等	・施設の稼働	×	施設排水は、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域・下水道には放流しないクローズドシステムであるため、非選定とした。
	土砂による水の濁り	・掘削工事及び切土・盛土・造成工事	○	掘削工事及び切土・盛土・造成工事により、水の濁りが発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
地下水	地下水の水位・流れ	・掘削工事及び切土・盛土・造成工事	×	本事業では、造成工事やごみピット等の地下構造物の工事を伴うものの、現地形に沿った造成であり大規模でないこと、工事に際しては止水壁の設置等の適切な対策を行うことなどから、非選定とした。 なお、本事業では現施設と同様に地下水の揚水を行う予定だが、取水量は現施設と比較し少なく見込みである。

備考：検討結果において、「○」は本事業で環境影響評価の項目として選定する項目を、「×」は本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目を示す。

なお、非選定項目は方法書時点から変わらないが、選定しない理由が分かるよう記載している。

表 6.2-2(2) 環境影響評価項目として選定する理由及び選定しない理由

項目		影響要因	検討結果	選定する理由及び選定しない理由
地盤	地盤沈下	・掘削工事及び切土・盛土・造成工事	×	当該地域の地質は固結堆積物（安山岩）であり地盤沈下等の問題が生じる地質ではなく、現状においても周辺で地盤沈下が生じていないことから非選定とした。 なお、本事業では現施設と同様に地下水の揚水を行う予定だが、取水量は現施設と比較し小さくなる見込みである。
地形及び地質	重要な地形及び地質並びに特異な自然現象	・敷地の存在	×	施設の周辺には、文化財保護法、福井県文化財保護条例、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約、自然環境保全法に基づく保護上重要な地形及び地質並びに特異な自然現象は存在しないことから、非選定とした。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	・建設機械の稼働 ・掘削工事及び切土・盛土・造成工事 ・敷地の存在	○	建設機械の稼働、掘削工事及び切土・盛土・造成工事並びに敷地の存在により、施設周辺の動物に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
植物	重要な種及び重要な群落	・掘削工事及び切土・盛土・造成工事 ・敷地の存在	○	掘削工事及び切土・盛土・造成工事並びに敷地の存在により、施設周辺の植物及び生態系に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
生態系	地域を特徴づける生態系			
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	・敷地の存在 ・施設の存在	○	敷地の存在及び施設の存在により、景観構成要素の変化が生じ、周辺の景観への影響を及ぼす可能性があることから選定した。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	・建設機械の稼働 ・掘削工事及び切土・盛土・造成工事 ・敷地の存在 ・施設の存在 ・施設の稼働	○	建設機械の稼働、掘削工事及び切土・盛土・造成工事、敷地の存在、施設の存在並びに施設の稼働により、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
廃棄物等	廃棄物	・施設の稼働	○	施設の稼働により、廃棄物が発生することから選定した。
	建設工事に伴う副産物	・掘削工事及び切土・盛土・造成工事	○	掘削工事及び切土・盛土・造成工事により、建設工事に伴う残土や伐採林等の副産物が発生することから選定した。
温室効果ガス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス	・施設の稼働	○	施設の稼働により、二酸化炭素及びその他の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素）が発生することから選定した。

備考：検討結果において、「○」は本事業で環境影響評価の項目として選定する項目を、「×」は本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目を示す。

なお、非選定項目は方法書時点から変わらないが、選定しない理由が分かるよう記載している。